

平成26年第7回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成26年12月3日～12月24日】

●市長提出議案（補正予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
118	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第7号）	一般会計補正予算（第7号）では、年度内の職員異動による職員人件費や、予防接種業務経費、ごみ燃料化及び施設維持管理経費等を増額のほか、国の社会資本整備総合交付金の補助内示の変更による市道改良事業の減額など6億2465万1000円を追加している。	修正部分を除く原案可決
119	平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）では、事業勘定で職員人件費を減額し、保険財政共同安定化事業拠出金及び療養給付費等を増額し、また直営診療施設勘定では職員人件費を減額する一方、嘱託医師の雇用にともなう報酬を増額するなど14億1434万5000円を追加している。	原案可決
120	平成26年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）	住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）では、過年度県支出金精算返還金278万6000円を増額している。	原案可決
121	平成26年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	駐車場事業特別会計補正予算（第1号）では、平成27年4月1日から業務を行うため、指定管理や警備業務について、債務負担行為を設定している。	原案可決
122	平成26年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、居宅介護サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費などを増額し、職員人件費及び介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を減額し、全体で7億4989万5000円を追加している。	原案可決
123	平成26年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、各地区の排水処理施設維持管理費1117万4000円を増額している。	原案可決
124	平成26年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、下水道事業企業会計システム導入業務委託及び下水道料金システム更新業務委託並びにそれぞれの維持管理業務委託について債務負担行為を設定している。	原案可決
125	平成26年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）	浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）では、保守点検業務委託などについて債務負担行為を設定している。	原案可決
126	平成26年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、職員人件費及びシステム改修委託料を増額したほか、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するなど、	原案可決
127	平成26年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第2号）		
128	平成26年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第2号）		

	<p>5187 万円の減額となっている。</p> <p>病院事業会計補正予算（第 2 号）では、収益的支出で職員給与費や材料費などを増額し、4013 万 3000 円を追加している。</p> <p>水道事業会計補正予算（第 2 号）では、収益的支出で職員給与費を減額する一方、動力費を増額するなど、1904 万 5000 円を追加している。</p> <p>以上、今回の補正は、一般会計及び特別会計並びに企業会計を合わせて、28 億 1015 万 9000 円を追加し、補正後の全会計の予算総額を 825 億 289 万 5000 円となっている。</p>	
--	---	--

●市長提出議案（補正予算関係議案を除く。）

議案番号	件名	概要	議決結果
129	伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由】 平成 26 年 8 月の人事院勧告等に基づき、職員の給与について給料表の改正と勤勉手当率の引き上げを行う。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表（別表第 1）及び医療職給料表（別表第 3）については、人事院勧告に基づき若年層に重点を置いて引き上げ、教育職給料表（別表第 2）については、三重県人事委員会の勧告に沿って引き上げる。 ・6 月と 12 月に支給される勤勉手当を合計 0.15 月分引き上げる。 <p>【施行期日】 公布の日から施行し、給料表の改正は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</p>	原案可決
130	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法の改正により、不在者投票施設等において行う不在者投票において、外部立会人を選任する努力義務が追加されたことにより、その報酬額を条例に追加する。 ・市長が別に定める附属機関等の委員の報酬額について年額又は日額の上限額を現状に合わせて改正する。 ・これまで規則で定めていた障害者介護給付費等の支給に関する審査会と介護認定審査会の委員等の報酬を準則に合わせ条例に定める。 <p>【施行期日】 公布の日</p>	原案可決
131	上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	<p>【提案理由及び内容】 上野ふれあいプラザの 2 階は公の施設となっているが、現在は市の仮事務所として使用しているため平成 27 年 1 月 31 日まで供用できないこととしている。庁舎整備事業に伴い、その期限を「市役所の位置を変更する条例」の施行日の前日まで延長する。</p>	原案可決

		【施行期日】 公布の日					
132	伊賀市体育施設条例の一部改正について	【提案理由】 しらさぎ運動公園の施設である、多目的グラウンド、屋外ゲートボール場、管理棟が来年3月に完成することから、これらを指定管理者が管理運営する体育施設として条例に追加する。 【改正内容】 3施設の名称、位置、利用時間、利用料金を定める。 【施行期日】 規則で定める日	原案 可決				
133	伊賀市地域福祉計画推進委員会条例の一部改正について	【提案理由】 地域福祉計画推進委員会では、計画推進に関し必要な調査、審議、進行管理及び評価を担っているが、今後は計画の策定、進行管理、評価を一体的に行うため所要の改正を行う。 【改正内容】 委員会の任務に計画の策定事項を追加するとともに、多様な職種がより専門的に調査検討することができるよう、専門部会を設置できる規定に改める。 【施行期日】 公布の日	原案 可決				
134	伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について	【提案理由及び内容】 校区再編により河合小学校が阿山小学校と名称を改め開校することに伴い、「河合小学校区放課後児童クラブ『ポップコーン』」を「阿山放課後児童クラブ『ポップコーン』」に改める。 【施行期日】 平成27年4月1日	原案 可決				
135	伊賀市国民健康保険条例の一部改正について	【提案理由及び内容】 ①健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金に係る産科医療補償制度の掛金額の見直しと合わせ、一時金の金額を「39万円」から「404,000円」に改める。 ②健康保険法の改正により条項番号が変更されたため、引用している箇所を改正する。 【施行期日】 ①平成27年1月1日 ②平成27年4月1日	原案 可決				
136	伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について	【提案理由】 山田診療所では7月から新しい医師が着任し、これまで暫定的に週2日診療していたが、来年1月から診療日を週4日と定めるため本条例の一部を改正する。 【改正内容】 診療日：火曜日から金曜日までの週4日 診療時間 <table border="1" data-bbox="797 1129 1722 1259"> <tr> <td>火曜日</td> <td>水曜日・木曜日・金曜日</td> </tr> <tr> <td>午前10時から正午 午後1時30分から午後4時30分</td> <td>午前9時から正午 午後1時30分から午後4時30分</td> </tr> </table> 【施行期日】 平成27年1月1日	火曜日	水曜日・木曜日・金曜日	午前10時から正午 午後1時30分から午後4時30分	午前9時から正午 午後1時30分から午後4時30分	原案 可決
火曜日	水曜日・木曜日・金曜日						
午前10時から正午 午後1時30分から午後4時30分	午前9時から正午 午後1時30分から午後4時30分						
137	伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	【提案理由及び内容】 依那古地区農業集落排水処理施設の事業が完了し、平成27年1月1日から供用開始することに伴い、施設の名称、位置、区域を定め、その使用料及び徴収方法を規定するため、未施行の一部改正条例を改正する。	原案 可決				

		【施行期日】平成27年1月1日	
138	伊賀市水道水源保護条例の一部改正について	【提案理由及び内容】本年11月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用している条番号を改める。 【施行期日】公布の日	原案可決
139～148	指定管理者の指定について	【提案理由】指定管理期間が満了する26施設及び新たに指定管理者制度を導入する3施設について、平成27年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。 【対象施設（指定管理者となる法人等）】 ・上野運動公園野球場ほか17体育施設（公益財団法人伊賀市文化都市協会） ・いがまちスポーツセンター（特定非営利活動法人いがまちスポーツクラブ） ・大山田東グラウンド、大山田東体育館（阿波地域住民自治協議会） ・上野ふれあいプラザ、駐車場（イオンディライト株式会社） ・市営新堂駅駐車場（有限会社 新堂駅管理商会） ・市営柘植駅駐車場（日本鉄道OB会柘植支部） ・新居放課後児童クラブ（新居放課後児童クラブ運営委員会） ・三訪放課後児童クラブ（公益社団法人伊賀市シルバー人材センター） ・西柘植放課後児童クラブ（公益社団法人伊賀市シルバー人材センター） ・岩倉峡公園キャンプ場（公益財団法人伊賀市文化都市協会）	原案可決
149	第3次伊賀市障がい者福祉計画の策定について	【提案理由】障害者基本法に基づき、平成27年度からの第3次伊賀市障がい者福祉計画を策定したので、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第3条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
150	土地の取得について	【提案理由】上野北部地区土地区画整理事業により公益施設用地として土地開発公社が先行取得した土地について、将来的にも事業用地としての活用が見込めないことから民間へ売却処分するに当たり、当該土地を土地開発公社から取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。 取得する土地 伊賀市平野西町1番ほか2筆 計26,765.80㎡ 取得金額 1,505,364,642円	原案可決
151	土地の取得について	【提案理由】史跡伊賀国庁跡公有化事業に係る土地の取得について、土地所有者との協議が整ったため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。 取得する土地 伊賀市坂之下字国町711番ほか2筆 計6,033㎡ 取得金額 24,132,000円	原案可決

152 153	権利の放棄について	<p>【提案理由】旧島ヶ原村が取得した鉱業権2件について、これまで鉱業法第62条第2項の規定に基づく事業着手延期認可を受けてきたが、鉱業法の改正により、実態として事業が行われていない鉱区の認可が困難になった。市としては今後も採掘事業に着手する見込みがないことから、当該権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。</p> <p>【放棄する鉱業権の内容】</p> <p>議案第152号 登録番号(登録年月日) 三重県採掘権登録第110号(昭和47年6月9日) 鉱種 亜炭、面積 1,442アール、所在地 伊賀市島ヶ原地内</p> <p>議案第153号 登録番号(登録年月日) 三重県採掘権登録第334号(昭和49年6月4日) 鉱種 けい石・耐火粘土、面積 764アール、所在地 伊賀市島ヶ原地内</p>	原案 可決
154	専決処分の承認について	<p>【提案理由】衆議院の解散に伴い、12月14日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されるが、公示日までに準備を進める必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、選挙費に係る一般会計補正予算(第6号)を専決処分したので承認を求める。</p>	承認
155	公平委員会委員の選任について	<p>【提案理由】平成26年12月24日に公平委員会委員1名の任期が満了するため、後任委員の選任に地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。</p> <p>【氏名】川端明子氏</p> <p>【任期】平成26年12月25日から4年間</p>	同意
156 157	人権擁護委員候補者の推薦について	<p>【提案理由】平成27年3月31日に人権擁護委員2名の任期が満了するため、後任の人権擁護委員候補者を推薦する。</p> <p>【候補者】中森淳子氏、大藪勢津子氏</p> <p>【任期】平成27年4月1日から3年間</p>	同意
158	教育委員会委員の任命について	<p>【提案理由】平成26年12月24日に教育委員会委員1名の任期が満了するため、後任委員の任命に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。</p> <p>【氏名】中香代子氏</p> <p>【任期】平成26年12月25日から4年間</p>	同意

●議員提出議案

発議 番号	件 名	提出者	概 要	議決 結果
14	議案第118号 平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算(第7号)に対	中谷一彦 赤堀久実 市川岳人	<p>【提案理由及び内容】南庁舎利活用については、新築と改修を比較検討できる詳細な説明がされておらず、十分な住民合意も得られているとはいえないため、当該経費の債務負担行為補正は時期尚早である。</p>	可決

	する修正について	嶋岡壯吉 福田香織 森川 徹 生中正嗣 上田宗久 近森正利 中井洸一 北出忠良 岩田佐俊	よって、一般会計補正予算（第7号）のうち債務負担行為補正として追加の南庁舎利活用基本方針・基本計画策定業務委託経費の項を削除する。	
16	CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書の提出について	赤堀久実 嶋岡壯吉 上田宗久 岩田佐俊 森岡昭二	CLT（直交集成材）普及に向けた以下の措置を講じるよう強く求めます。 記 1. 現在、CLTは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、CLTの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。 2. CLTに関する技術研究をさらに進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立、及びCLT建築に関する技術者の養成を図ること。 3. 早急に大規模な生産拠点を整備し、CLTの量産体制を確立することCLT（義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が図られ、国の責務として必要な財源が確保されるよう求めます。 【提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	原案 可決
17	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の提出について	嶋岡壯吉 赤堀久実 上田宗久 岩田佐俊 森岡昭二	米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組まれるよう強く望むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く求めます。 記 1. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。 2. 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。 3. 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。	原案 可決

			<p>4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣】</p>	
18	米価暴落に対する緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について	百上真奈 稲森稔尚	<p>主食である米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に以下の対策を実施することを求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 政府として過剰米の買い上げなど、需給調整をただちに行うこと。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣】</p>	原案 否決